

一、紅夷船中の要器

紅夷船中の要器五つあり。先づ鐵炮大小。火皿の上に、はさまぎを
ねを用て、其先に小石をはさま、打は即火出づ。依之、火刀。木板を用て内に鐵のねちがねを挿し、木端
を不用して自然に火を用ふ。に股がねあつて、帆柱をやすくとあぐ。水はぢき。船底の水を、遠方へ人語を通する器。帆柱の頭
に、語を通する器なり。

一、越後尼瀨町孝女の事

長岡城主牧野民部少輔忠周七五御預け地、越後州尼瀨町孝女の儀に付、忠周家臣御勘定奉行神谷志摩守へ差出書付如左。

乍恐以書付御注進申上候

當町大工作太夫と申者母、當酉年七十九歳に罷成申候。十五年以前より中風にて行歩不相叶、今以て不相替罷在候。

右作太夫女房は、三嶋村田郷妙法寺門前伊兵衛と申者娘にて、十三年以前呼取、當酉年三十九歳に罷成候。然處姑介抱日夜孝心の儀難盡筆紙御座候。先有増左に申上候。

一、夫作太夫も孝心の者に御座候得共、大工の儀地狭の所故、當地計にては稼無御座、旅かけ相働、年中留守がちに御座候。勿論輕き者故召使と申儀無御座女房迄にて、艱難の

渡世稼少く、其上十一歳の女子一人、五歳の男子一人養育の世話も御座候處、姑の介抱晝夜怠りの儀無御座候。

一、貧窮の者故、食物勝れて鹿飯給申候得共、姑には少も給よき様に拵へ、心を付取分爲給申候。望の物御座候へば力の及候だけは、相調食物進め申候。

一、平生何事によらず姑へ伺ひ、指圖の通に仕候。如何様の儀申候ても相背申儀無御座候。

一、寒氣の節、夜具と申程の物も無御座候得共、少も寒氣を防ぎ候様に取繕ひ、夜中は火など焼温め申候。

一、暑氣の節は小家にて別て凌兼申に付、木陰又は濱邊へ抱出涼ませ申候。夜中暑氣にて姑臥り兼候へば、戸の外へ抱出涼ませ申候。

一、姑は歩行は不叶に付、兩便の始末仕候得共、少もいとひ候様子無御座候。

一、野山へ稼に出罷歸候へば、姑様躰を伺ひ、自分の支度を不致食物を拵、姑へ爲給申候。貧窮の者に御座候得共、年始五節句等の壽き、姑望の通に艱難の内にも其志を立候て、姑ばかりへ其心祝を調させ祝申候。か様成儀數年に御座

候。右の外姑へ對し數年の間、晝夜の孝心筆紙に及不申儀共御座候。姑餘命も難計奉存候。御譽被成下候様に奉願候。以上。

寛保元酉年十二月

三島郡尼瀨町五人組 名 印

尼瀨町 年 寄 名 印

出雲崎 年 寄 名 印

出雲崎御役所

右牧野民部少輔預ヶ所、越後國三嶋郡出雲崎尼瀨町大工作太夫と申者女房、姑へ孝行の段舊臘相訴出候に付、吟味仕候處書付の通相違無御座候。其外朝暮細々の儀、書面に難及孝心の儀申達候。作太夫儀困窮の者小地の場所故、其所計にては稼無御座候。旅かけ相働候に付、女房渡世世話並幼少の子供兩人御座候處に、數年病身の姑へ晝夜孝心を盡候段、町中は不及申近村の者へも相尋候處、右の趣兼て承傳候由申達候。依之先雪中歩食として民部少輔申付、米五俵爲取之候刻、右町中より指出候書付の寫を以申上候。以上。

牧野民部少輔御預所越後國三嶋郡出雲崎尼瀨町

大工作太夫女房

銀二十枚

右の者姑へ就孝行被下之候間、其段可申渡旨、去る十七日神谷志摩守より民部少輔家來へ被申渡候。